

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
http://setagaya-sr.main.jp/

【今月のテーマ】

- 育休延長目的で内定辞退
- 残業月 45 時間超えて健康対策
- 今年も最低賃金引上げへ

育休延長目的で内定辞退！？

子が 1 歳に達するまでの間に子を養育するための休業として、育児介護休業法に「育児休業」規定されています。平成 29 年 10 月に育児介護休業法が改正され、保育所等における保育の実施が行われない等の場合は、子が 2 歳に達するまで、育児休業を延長できるようになりました。

ところが、育児休業等の延長を目的に、保育所の利用内定を得たにもかかわらず、辞退して「落選」扱いとするよう自治体に求めるケースが起きているようです。中には、「入所できない保育施設を紹介してほしい」と保護者から露骨に求める例もあるとのこと。

厚生労働省は、このようなケースによる育休延長は不適切とし、何らかの対応を検討する考えです。

残業月 45 時間超えて健康対策

大企業では 2019 年 4 月から適用される残業時間の上限規制で、月 45 時間を超えて残業させる場合、厚生労働省は従業員の健康を確保するための対策を義務付ける方針で検討しています。

6 月に成立した働き方改革関連法は、脳・心臓疾患の労災認定基準と重なる「月 100 時間未満」の残業を特例で容認し、過労死遺族から強い批判を浴びていますが、厚生労働省は、原則上限を超えた段階で健康対策を取らせることで過労死や働かせ過ぎを防ぐ考えです。

具体的には、健康問題の相談窓口設置や特別休暇の付与、就業から次の始業までに一定の休息時間を設ける「勤務間インターバル」などが想定されています。

最低賃金 今年は 23 円～27 円の引き上げへ

「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安」が公表されました。

結論としては引上げ額の全国加重平均は昨年よりも 1 円高い 26 円となり、3 年連続での大幅引き上げとなっています。都道府県別の目安は以下のとおり。

A ランク 27 円

東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉

B ランク 26 円

京都、兵庫、静岡、三重、広島、滋賀、栃木、茨城、富山、長野、山梨

C ランク 25 円

北海道、岐阜、福岡、奈良、群馬、石川、岡山、福井、新潟、和歌山、山口、宮城、香川、徳島

D ランク 23 円

福島、島根、山形、愛媛、青森、岩手、秋田、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄